申告はお早めに

今回は、2月18日(月)から始まる所得税の確定申告受付と、市・県民税の申告（現在受付中）についてお知らせします。いずれも、申告期限は3月17日(月)です。3月は会場が混雑しますので、お早めに手続きしてください。

所得税の確定申告

2月18日(月)～3月17日(月)

市役所でも受付

申告書は自書作成方式です

所得税の申告期間は2月18日(月)～3月17日(月)です（大和税務署では2月24日、3月2日(日)に、申告相談と受付を実施）。

期間中は、市役所でも所得税の確定申告書の作成指導・相談を実施します。申告書は「自書作成方式」ですので、税務署職員や市職員の指導を受けながら、納税者ご自身に作成していただきます。申告内容に応じた源泉徴収票等の必要書類・筆記用具・電卓・前年の申告書の控えなどを持参してください。

※市役所への郵送による提出はできません。

▽日程・受付時間　2月18日(月)～3月17日(月)8時30分～11時（受付が150人を超えた場合は午後の部になります）、13時～16時30分（土)(日)除く。ただし3月1・15日の市役所土曜開庁日は午前に、市民税課で書類受付のみを実施）　※混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります　▽会場　市役所401会議室。

※申告期間中は、市役所西側催事広場に臨時駐車場を設けます（駐車カードの配布は行いません）。

市役所で受け付ける申告内容

◇納税申告

(1)給与所得

給料から所得税が天引きされている方は、年末調整で税額が精算されているので申告は不要です。しかし、次の場合は申告が必要です。

①給与を2カ所以上から受けている方　②中途退職などで年末調整されていない方　③給与収入が2000万円を超える方　④給与所得以外の所得が20万円を超える方。

(2)公的年金等所得

国民年金や厚生年金などの年金額が一定額を超える方は源泉徴収されていますが、年金には給与のような年末調整制度がないので申告が必要です。

また、公的年金控除後の所得から各控除を引いた額に残額がある方や、生命保険会社などから受け取る個人年金で、収入から必要経費（支払保険料等）を差し引いて一定額を超える方は、申告が必要です。

(3)公的年金等と給与所得

公的年金や個人年金収入と給与収入がある方は、双方の所得を合算するため基本的には申告が必要です。ただし、年金所得（公的年金等控除や必要経費の控除後）が20万円以下であれば申告は不要です。

※市・県民税の申告は必要。

(4)一時所得や配当所得

生命保険の満期金や保険解約返戻金は一時所得として課税されます。ただし、受け取った保険金から払込保険料を引いた差額が50万円以下の場合は、所得税はかかりません。

また、株式の配当金は配当所得として課税されますが、上場株式等の配当は、受取時に税率10％（所得税7％、市・県民税3％）で源泉徴収されるため、申告は不要です。

上場株式以外の配当は受取時に所得税の税率20％で源泉徴収され、確定申告で税額を精算します。ただし、1年間の受領額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額以下の場合は、所得税の申告は不要です。なお、市・県民税は全額申告が必要です。

◇還付申告

給与や公的年金などから源泉徴収された税額があり、その金額が正規の税額より多いときは、申告によって納めすぎた税金が戻ってきます。この申告を還付申告といいます。

還付申告をする方は、次の①～⑥のほか、各内容に応じて必要書類等を持参してください。

①源泉徴収票や支払調書など源泉徴収税額が分かるもの　②印鑑　③申告名義人の銀行口座の控え　④筆記用具　⑤電卓　⑥生命保険料や地震保険料等の控除証明書、社会保険料の支払額が分かるもの（年末調整分を除く。国民年金は納付証明書）。

※還付申告は、税務署で通年申告できます。

(1)医療費控除

本人または生計を一にする親族の病気治療や、出産などの際に支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円（所得金額が200万円未満の場合はその金額の5％）を超えた場合は控除の対象になります。

▽必要書類　①医療費の領収書（あらかじめ合計額を計算してください）　②高額療養費、分べん費、生命保険の入院給付金等で医療費の補てんを受けた金額のわかるもの　③公共交通機関を利用した場合その運賃と通院回数の合計額を記載したメモなど。

(2)年の途中で退職

年の途中で退職し、その後就職しなかった方は、所得税が納め過ぎになっていることが多く、この場合は還付申告ができます。なお、雇用保険の失業給付金は非課税ですので、所得に加える必要はありません。

(3)公的年金等からの税金が納め過ぎ

公的年金や個人年金などから、所得税が源泉徴収されている場合で、扶養控除や社会保険料控除など控除を追加するときは、還付申告できます。ただし複数の年金受け取りがあると、納税申告になる場合があります。

(4)給与の年末調整後に追加する控除がある

給与の年末調整後に、扶養親族の追加や、社会保険料の提出し忘れなど、各控除に追加がある場合も還付申告できます。

◎事業所得・譲渡所得等は大和税務署へ

市役所会場では、事業（営業等・農業）・不動産・譲渡所得（総合課税・分離課税）・損失申告・青色申告や、平成18年分以前の申告相談は行いません（記載済みで提出のみの方は収受します）。この申告をする方は、大和税務署へご相談ください。

税理士の申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者（前年度の所得金額が300万円以下の方）および年金・給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受付を行います。

▷受付日時　2月14日(木)9時～11時30分、13時～15時　▷会場　市役所附属棟D・E会議室。※直接会場へ。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

確定申告とは

確定申告とは、前年1年間（1月1日～12月31日）の所得とそれに対する所得税額を計算して、税務署に申告し、納税する（または還付を受ける）手続きのことです。

主な用紙は市でも配布

確定申告書は、前年の申告内容に基づき、必要と思われる方には税務署から送付されますが、主な書類は市役所市民税課でも配布しています。

なお、贈与税や消費税申告書については、大和税務署へ直接お問い合わせください。

問 大和税務署（☎262・9411＝代表、☎262・9240＝個人課税第一部門）。

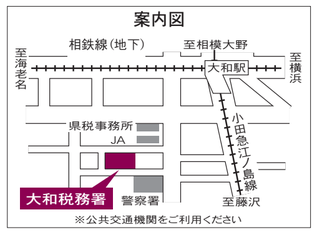

所得税率が変わります

平成19年分から、所得税率および所得税額の計算方法が変更されます（**表1**参照）。

これは、税源移譲によって、平成19年度以後の市・県民税の税率が5％、10％、13％の3段階から10％に一本化されたことに伴い、従来の5％の市・県民税が10％に増え、13％の部分が10％に減るための調整です。これにより、所得税と市・県民税の税負担がほとんど変わらないようにしています。

また、平成18年分までであった定率減税は廃止されました。

【表1】所得税の税率と計算方法

①税源移譲前の所得税額

課税所得金額（＊）	所得税額
330万円以下	〔(＊)×10%〕
330万円超　900万円以下	〔(＊)×20%〕－330,000円
900万円超　1800万円以下	〔(＊)×30%〕－1,230,000円
1800万円超	〔(＊)×37%〕－2,490,000円

⇨

②税源移譲後の所得税額

課税所得金額（＊）	所得税額
195万円以下	〔(＊)×5%〕
195万円超　330万円以下	〔(＊)×10%〕－97,500円
330万円超　695万円以下	〔(＊)×20%〕－427,500円
695万円超　900万円以下	〔(＊)×23%〕－636,000円
900万円超　1800万円以下	〔(＊)×33%〕－1,536,000円
1800万円超	〔(＊)×40%〕－2,796,000円

（＊）＝源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の合計金額」を差し引いた額

市・県民税の申告

3月17日(月)までに手続きを

問 市民税課（☎235・8594）

申告の方法

市・県民税（住民税）の申告は、2月15日(金)までは市民税課窓口で、18日(月)からは401会議室で受け付けます（閉庁日を除く。土曜開庁日は午前中、市民税課で受付）。

なお、申告の内容は、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童手当などの算定資料になります。3月17日(月)までに申告書の提出がないと、これらの金額に影響があるほか、課税証明など諸証明の発行ができなくなる場合がありますので、必ず期限までに申告してください。

▽受付期間　2月18日(月)～3月17日(月)8時30分～11時、13時～16時30分（土)(日)を除く）　▽会場　401会議室　▽必要書類等（すべて平成19年中のもの）　①支払金（収入）が分かるもの…給与や年金の源泉徴収票。ない場合は1年分の支払明細書　②社会保険料の支払い額が分かるもの（健康保険や介護保険の領収書やはがき。国民年金は納付証明書）　③生命保険や地震保険、旧長期損害保険などの控除証明書　④医療費がある場合はその領収書（あらかじめ合計額を計算してください）　⑤遺族年金や雇用保険など非課税所得がある場合は、その支払先からの通知や資料　⑥印鑑　⑦市・県民税申告書がすでに郵送されている場合はその申告書。

※2月18日(月)以前でも、必要書類がそろっていれば、市民税課窓口で申告できます。また、申告書は郵送でも提出できますが、記入漏れのないようご注意ください。

なお、収入がない方は非課税となりますが、市職員が生活状況（市外転出者の扶養、学生、預貯金で生活など）をお尋ねします。

課税対象は今年1月1日現在市内に住所のある方

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方（住民登録はないが生活の本拠としている方を含む）が課税対象です。

昨年1年間の収入をもとに、一定の所得がある方に対して、今年6月に課税します。収入がない方でも、同一世帯家族の税金面の扶養になっていない方は申告が必要です。

市・県民税申告が必要な方

市では、昨年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送しています。お手元に届いた方は、収入の有無にかかわらず申告してください。届いていない方で、申告書が必要な場合は、市民税課で用紙をお渡しします。

なお、所得税の確定申告書を大和税務署へ提出した方は、市・県民税の申告は必要ありません。

▽市・県民税申告が必要な方　①平成19年中の所得が少なく、所得税の源泉徴収税額が0円で、確定申告をする必要がない方（＝所得が38万円以下の方）　②給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円以下の方（＝所得税は申告不要ですが、市・県民税の申告が必要）　③公的年金のみの収入で、支給された年金から所得税が源泉徴収されていない方のうち、扶養や保険料など控除に変更がある方　※源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告が必要　④遺族年金・障害年金や失業保険など非課税所得を受給されていた方　⑤収入がなく、同一世帯家族に税金面（年末調整や確定申告）で扶養になっていない方　⑥扶養義務者が、単身赴任などで市外に転出している場合の扶養親族の方　⑦給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、所得税の確定申告をしない方　⑧所得税が課税されない方で医療費控除など控除の追加をすると市・県民税が減額になる方　※所得税と市・県民税とでは人的控除など控除額の違いがあるため、控除を追加すると減額になる場合があります。

市・県民税の税率

市・県民税は、前年の所得金額に応じた「所得割額」と、一定額の「均等割額」を合算した額で課税します。

所得割額は課税所得金額の10％（市民税6％、県民税4％）、均等割額は4000円（市民税3000円、県民税1000円）です。

これに加えて、昨年度から、県内にお住まいの方に対して水源環境の保全および再生に係る超過課税（所得割0・025％、均等割300円上乗せ）が実施されているため、課税の合計額は所得割額10・025％、均等割額4300円となります。

市・県民税住宅ローン控除申告受付と相談

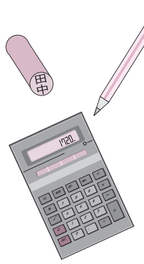

市では、市・県民税住宅ローン控除申告相談・受付を実施します。

▽日時　2月7日(木)・8日(金)8時30分～11時、13時～16時30分　※混雑時には時間変更・入場制限あり　▽会場　市役所401会議室　▽持ち物　源泉徴収票・印鑑・その他追加する控除がある場合はその控除証明書や領収書。

市・県民税 平成20年度から変わります

税源移譲（国税の所得税の一部を、地方税の個人市・県民税へ移行）に伴う市・県民税の特例措置の新設など、平成20年度から、税制が変わります。主な内容は次のとおりです。

○住宅ローン控除が市・県民税にも適用（平成11～18年入居者）

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）は、所得税だけが対象でしたが、国の税源移譲による所得税額の減少で、住宅ローン控除可能額が所得税額を上回り控除しきれなくなる場合に限り、市に申告することで平成20～28年度の市・県民税所得割から差し引けるようになります。

▽対象　平成11～18年に入居し、次の①または②に該当する方。

①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなった方

②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

▽控除額の計算方法　**表2**参照

▽申告方法　対象の方は3月17日(月)までに、市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみで確定申告をしない方用）に源泉徴収票を添え、市に提出してください。

なお、所得税の確定申告をする方は、市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する方用）を確定申告書に添付し、税務署へ提出してください。

申告書は市民税課で配布するほか、市ホームページからダウンロードもできます（リンク先の総務省ホームページで申告書が作成できます）。

※この控除は会社の年末調整のみでは適用がありませんので、対象の方は必ず提出をお願いします。

【表2】市・県民税から控除される住宅ローン控除額の計算方法
（給与収入のみで年末調整済みの場合）

(A) 前年分の所得税に係る住宅ローン控除可能額
※会社から受け取る源泉徴収票の「摘要欄」に記載
(B) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額（**表1－①参照**）
→ (A)(B)のいずれか少ない金額
－ 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額（**表1－②参照**）

○地震保険料控除の新設

平成19年分の所得税および20年度の市・県民税から、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が新設されます。

控除額は、支払った保険料の2分の1、最高2万5000円（所得税は支払った保険料の全額、最高5万円）です。

なお、経過措置として平成18年12月31日までに締結した、長期損害保険契約などにかかる保険料（保険期間10年以上、満期返戻金有）は、従来の損害保険料控除が適用されます。市・県民税の地震保険料控除と損害保険料控除を合わせた限度額は、2万5000円（所得税は5万円）です。

地震保険料控除新設に伴い、今までの短期損害保険料控除は廃止されました。

○老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

平成18年度に廃止された老年者非課税措置で、急激な税負担を軽減するため、段階的に課税額を引き上げる経過措置がとられていましたが、20年度からは全額課税となります。

○税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（7月に申告）

平成19年度の税源移譲による市・県民税額の負担増分（＝18年中の所得で計算）については、19年分の所得税で調整していますが、退職などの理由で19年中の所得が大きく下がり、所得税が課税されなくなる方は、この調整ができなくなります。

このため、平成19年度の市・県民税を税源移譲前の額まで減額（納付済みの場合は還付）する経過措置が設けられます。

この経過措置の適用を受けるためには、19年1月1日現在にお住まいの市町村に減額申告書を提出する必要があります。

▽申告期間　7月1日(火)～31日(木)

※対象となる方など詳細は、後日本紙や市ホームページ等でお知らせします。